

『比較舞踊研究』投稿規程

1. 投稿資格は比較舞踊学会会員であり、会費を完納している者とする。共同執筆で非会員が含まれる場合は1名につき当該年度の年会費相当額を納めることとする。ただし、編集委員会が依頼する場合、この限りではない。
2. 本誌の発行は年1回以上とし、巻・号の形式とする。発行に至る業務については、『比較舞踊研究』編集委員会が担当する。編集委員は理事会が委嘱する。
3. 論文の種類は、総説、原著論文、研究資料、実践研究とする。「総説」は、当該領域の研究成果を俯瞰した総合的な論説であり、編集委員会からの委嘱原稿を原則とする。「原著論文」は、学術論文としての内容と体裁を整えており、新たな科学的な知見をもたらすものとする。「研究資料」は、客観的で実用的な資料として価値が認められる調査や実験の成果とする。「実践報告」は、現場からの貴重な情報を基にした研究で、指導や上演に関する新たな試みや分析についての報告とする。

投稿の際に投稿者が原稿の種類を申請する。投稿原稿は舞踊・身体表現に関する各領域における完結した未発表のものであり、他誌に投稿中でないものとする。
4. 投稿原稿における使用言語は日本語または英語とし、計量単位は原則として国際単位系（SI）とする。
5. 投稿原稿は、MS-Wordで作成し、WordデータおよびPDFをメール添付の形で編集事務局まで提出する。本文の文字数は全角18,000字、英文原稿の場合は5,000語、いずれも刷り上がり10ページ（題名、英文抄録のスペース、図表、文献一覧を含む）とする。原稿は、本委員会が別に定める「執筆要領」に従って作成する。
6. 抄録ファイルは別立てとし、和文抄録（500字程度）と英文抄録（300語程度）、キーワードを和文・英文とも5語以内として添える。なお、英文抄録は、事前に英語のネイティブスピーカーによる添削を受けることとする。
7. 投稿の際には、論文投稿申請用紙を比較舞踊学会ホームページよりダウンロードして必要事項を記入し、上記5. 6. とともに、メール添付にて提出することとする。メール添付での提出が困難な場合は、編集事務局に問い合わせること。
8. 投稿は随時受け付ける。原稿が編集事務局に到着した日を受付日とし、審査の結果、掲載許可が決定した日を受理日とする。審査は最も早い場合で投稿から受理されるまでに約4か月を要する。
9. 投稿論文は2名もしくは3名の審査員による審査を経て掲載が決定される。審査員は当該論文の作成に関わらない者があたる。
10. 掲載論文については印刷掲載費10,000円を学会事務局に振り込むこと。本誌2冊の他、別刷り30部を投稿者に送付する。これ以上の部数を希望する場合は編集事務局に申し出ること。なお、カラー印刷を希望する場合や、その他特別の費用を要した場合は、その印刷費用は投稿者が負担する。
11. 本誌に掲載された論文の著作権の一切は、比較舞踊学会に帰属されるものとする。ただし論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負うものとする。
12. 投稿された原稿やメディアは原則として返却しない。
13. 投稿者は査読意見に対し疑義その他がある場合、文書で『比較舞踊研究』編集委員長宛てに申し出ることができる。文書の内容については編集委員会で審議する。
14. 投稿先：『比較舞踊研究』編集事務局 E-mail：hikakubuyokenkyu@gmail.com

附則：本規定は2023年5月11日より施行する。（2023年5月11日 一部改正）